



始



叢A  
76  
2214.5  
397

81W27188

## 金ブロック混亂の過程

-

金本位の混亂が今日程激化した場合はなかつた。米國の平價切下の場合にも、それが金ブロックに加へた打撃は著しかつたが、然し未だ當時においては、ブロック諸國の國內事情の悪化が今日程甚しくはなかつたから、此の打撃に堪へえたのである。然し固より當時と雖も此の抵抗力を無條件に具へてゐた程、金ブロックの經濟財政状態は良好ではなかつたのであるから、關稅引上、輸入割當及禁止、爲替管理、減俸及官廳廢合等による緊縮、金ブロック間の互惠的貿易振興決議等の政策を一層強化することによつて、辛うじて金本位を、而も獨伊波等諸國は、金の自由なる出入を認めざるいはゆる破産金本位を、維持し來つたのである。

其の結果、金ブロックと離脱國とを中心として、世界經濟が截然と二分され、其の利害の矛盾は、益々顯著となつた。従つて其の政策の乖離も漸次甚しく、例へば前者のデフレーションによる低物價策に對し、後者のインフレーションによる高物價策といふが如くに、全く相背馳した。又景氣の動向も、離脱國が漸次好況を示したるに反し、金ブロックは却つて不況の深化を招いた。

然し兎も角も、敍上の如き人爲政策によつて、屢々傳へられたる金本位の危局が彌縫されたのは、

-

叢A  
76  
2214.5  
397

81W27188

## 金ブロツク混亂の過程

-

金本位の混亂が今日程激化した場合はなかつた。米國の平價切下の場合にも、それが金ブロツクに加へた打撃は著しかつたが、然し未だ當時においては、ブロツク諸國の國內事情の悪化が今日程甚しくはなかつたから、此の打撃に堪へえたのである。然し固より當時と雖も此の抵抗力を無條件に具へてゐた程、金ブロツクの經濟財政狀態は良好ではなかつたのであるから、關稅引上、輸入割當及禁止、爲替管理、減俸及官廳廢合等による緊縮、金ブロツク間の互惠的貿易振興決議等の政策を一層強化することによつて、辛うじて金本位を、而も獨伊波等諸國は、金の自由なる出入を認めざるいはゆる破産金本位を、維持し來つたのである。

其の結果、金ブロツクと離脱國とを中心として、世界經濟が截然と二分され、其の利害の矛盾は、益々顯著となつた。従つて其の政策の乖離も漸次甚しく、例へば前者のデフレーションによる低物價策に對し、後者のインフレーションによる高物價策といふが如くに、全く相背馳した。又景氣の動向も、離脱國が漸次好況を示したるに反し、金ブロツクは却つて不況の深化を招いた。

然し兎も角も、絞上の如き人爲政策によつて、屢々傳へられたる金本位の危局が彌縫されたのは、

-

米國の平價切下後の新情勢に適應して、國際爲替の關係が相對的に一應安定を保つてゐたからである。勿論此の安定の基礎は、前述の如く金擁護國と金廢棄國との矛盾が横はり、且つ經濟國家主義の強化せる現狀の下では、確固たるものでも又永續的なものでもありえないのは明白であらう。從つて若し世界經濟上重要な一通貨の價値が、相當な變動を示すならば、國際爲替の安定關係は忽ち破られ、而もこれを共通的基礎において短期間に調整すべき手段が存せず、長期資本の國際的移動は阻止され、且つ短期資本のそれも著しく少量に過ぎざるが爲めに、他の通貨に對し重大な影響を與へる危険がある。

かくの如き不安な空氣の裡に、弗平價切下後略々一年間、此の新事態に適應したる安定關係が漸く維持されてゐた時に、今般の磅の崩落が起つたのである。それは金本位通貨の昂騰を招くが故に、さなきだに國內經濟事情の惡化歐洲國際政情の糾紛によつて危機に立てる金本位brook、殊に其の最弱の環と見られる白耳義を基底より震撼し、金brookの全般的崩壊すら云々されるに到つた。

## 二

先づ磅落調の足取を見るに、紐育對倫敦爲替相場は、昨年中大體において漸落を辿つたとはいへ、而も各月最高は略五弗臺を上廻り、各月最低も二月の四弗八八を除けば四弗九〇臺を割ることはなかつたが、次表の如く本年二月二十八日以降急落を始め、而もそれが繼續してゐた。又倫敦對巴里爲替

相場も、略同様の傾向を辿つたが、昨年各月最高において七六法臺を上廻り、最低においても七四法臺を割らなかつたのであるが、最近には次表の如く激落を示した。（正金週報による）

紐育對倫敦	倫敦對巴里	紐育對倫敦	倫敦對巴里		
二月二十七日	四・八六½	七三¾	二月二十八日	四・八四	七二¾
三月一日	四・八一½	七二¾	三月二日	四・七八¾	七一¾
三月四日	四・七七¼	七一¾	三月六日	四・七四¾	七一½
三月九日	四・七六	七一½	三月十二日	四・七四¾	七一¾
三月十四日	四・七六¾	七一¾			

かかる磅落調の原因としては、國內事情から云へば、インド改革案及一九三四年失業救濟法實施の紛糾に纏はる政變豫想、最近における失業者數增加に因る社會不安、チエンバレン藏相の金本位復歸の用意なき旨の聲明等が、市場に衝撃を加へ、歐洲政情不安のため倫敦に逃避せる資金の還流が行はれたことが擧げられる。然し根本的原因としては、對外的事情が一層有力視されてゐる。即ち磅は從來オーバーバリューされ、特に弗に對する比價が著しく高く、昨年度における英國の入超増加の反面に米國の貿易好轉、金流入著増の主因の一はここに存するといはれ、低爲替論が英國において顯著に擡頭し來つた結果といはれる。恰も金約款判決によつて弗の切下も確認された際であるから、此の場合に磅のかゝる過大評價を調整する爲め、英國政府は敢て平衡資金を發動せしめて釘付政策を執らず、

意識的に傍観しつゝあつたと見られてゐる。

固より弗の攻勢に對する防衛としては、かゝる態度は英國として必要であらうが、然し其の金ブロックに對する影響から考慮するときは、ブロックの崩壊、金通貨の低下を招く虞があるので、英國としてかかる不利な結果を激發せしめざるよう、萬一の急變に對して平衡資金發動を待機せるものの如く傳へられた。

### 三

然し乍ら英國のかゝる二兎を追ふ政策は、金ブロックに對する關係では其の效果を收め難いと思はれる。果してベルガの危機は充分にこの觀測を裏書するものである。

即ちpond安金塊高は、金準備の評價を増加せしめ金通貨の比價を大ならしめた結果、平價一磅三四・九九のベルガ貨は、三月二十三日には一一・一〇となり、平價より四割高となつた。國土狹少にして、工業立國の政策をとり、他のブロック諸國例へば佛、和の如く失業者を歸農せしめえず、而も輸出貿易上重要な顧客として英國に倚存せるベルギーが、磅安ベルガ高によつて最も手痛い打撃を受けたのは、想像するに難くない。

此の危機を克服すべき手段を、白耳義は何に求めたか？固より白耳義としては早晚かゝる危機到來の不可避なるを自覺して、從來よりこれに備へんとして努力した。即ち低物價策による輸出振興、財

政の節約によつて金準備の充實を保持し、技術的には金離脱の危険なきを計ると共に、一昨年來屢々佛國を中心とする金ブロック會議に參加して、金本位維持の補強工作を施した。然し前者は生産費切下、破産件數及失業者の増大を招き、後者は結局ブロック諸國內の互惠關稅によりブロック間の貿易一割増を期するといふに止つた。此の政策は、元來國內市場狭隘なる上に、磅弗圓の低下を武器とする英米日に其の海外市場を蠶食された金ブロック諸國としては、殆んど唯一の活路には相違ないが結局それは佛蘭西の利益を犠牲にせずしては實現されえない。特に白耳義は佛蘭西と同様な生産物を有するに過ぎず、其の輸入増加を求めて、佛蘭西は應諾しえなかつた。

かくて三月十六日、巴里に於ける佛白政府首腦の會議の要點は、白耳義に對し佛蘭西が四十億フランの借款を許すか否かに繋つてゐるとみられた、然るに獨逸の軍備擴張に對抗すべき佛の軍事費増大、國內經濟の依然たる不況は、佛蘭西をして、これをも亦拒否せしめたと報ぜられた。其の結果十七日發表された兩國共同聲明は、金本位の確保に向つて協力を續けるといふ抽象的なものに止つた。白國チユニス首相等は歸國後直ちにベルガ貨擁護に關する緊急令を發布した。それは爲替管理に關するもので、中央爲替事務局を新設して外國爲替取引を統制せしめ、正貨及金塊の輸出入は中央銀行を通じてのみ行はれること等を定めてゐる。かくて白耳義もいはゆる破產金本位の列に顛落したので

ある。此の新令によつて爲替取引の思惑は取締れうるではあらうが、ベルガ貨の過大評價を訂正しえず、従つて輸出貿易の増大を促すことは出来ない。

それがあらぬか十九日には内閣の總辭職となり、ベルガは引續き落調を示した。二十三日には組閣の大命が國立銀行理事ジーランド氏に降り、二十五日に到りカトリック、社會、自由の三大政黨を網羅する舉國一致内閣が組織された。然し外國は此の新内閣の金本位擁護の能力に信を置かず、二十六日には一磅には二十二ベルガ二十五と低落し、引續きベルガ先行不安から手持ベルカの處分が急がれてゐる。これはベルガ爲替相場が既に金輸出點を下廻つてゐるに拘らず、金の輸出がない爲めである。かくてプラツセル市中の物價は騰勢を辿り、銀行預金の引出相踵ぐ状態で、二十八日には同日より三日間に亘る株式取引所休業が發令された。次いで二十九日には二割八分といふベルガ債の平價切下が行はれた。

#### 四

ベルガ貨の切下は夙に同國の工業家が熱心に主張せるところであり、これによつて爲替を安定せしめ、インフレーションの弊害を避け、貿易振興、產業發展を促進しうるであらう。然しそれは他の金本位國のよく堪えうるところではないから、プロツク諸國も亦かゝる政策を執らざるを得ず、従つて金プロツクの全面的崩壊を齎らす虞がある。

殊に和蘭瑞西等は白耳義の如く小國であつて、國內市場狭隘で不況回復に困難して居るから、白耳義の切下は、これら小國の切下論者に有力な論據を與へ、通貨不安の人氣を釀成し、延いてスペキユレーシヨンの猖獗を見て貨幣價值の低下を見るであらうから、結局破産金本位の列に加はれるか、又は金本位を完全に抛棄せざるを得ぬとの論が有力である。此の悲觀的豫測は、三月十六日獨逸のヴエルサイユ條約破棄による再軍備宣言によりて佛伊が自國防衛の爲めに、經濟的アウタルキーを強化し、金プロツク中の小國は同プロツク中の強國よりの救援を期待し難い事情が一層濃厚となつたことによつて、更に強く裏書きされるであらう。現に佛國政府は二十日夜空軍大擴張のため十六億フランの追加豫算を議會に提出する旨聲明し、又伊太利政府は二十七日空軍擴張三ヶ年計畫の内來年度豫算（八億五千萬リラ）を下院をして通過せしめた。

#### 五

佛蘭西は成程金準備の豊富なるは、充分に金プロツク盟主たる貫録を備へてゐる。即ちフランス銀行の金準備は八百二十億法にして、銀行券流通高に對し一〇〇・二パーセントに達してゐる。然しかる通貨の技術的な長所は、從來屢々金本位維持・平價切下反対聲明の際の有力な理由として擧げられて來たが、近くは六割以上の準備を有する白耳義の例によつても明かな如く、金本位を維持する支柱としうるものでない。

顧るに、昨年十一月九日、ヅウメルグに代つて佛國首相となつたフランダンは、就任の當初より主として從來稍看却されてゐた比較的自由主義的見地に立脚して經濟問題の解決に臨んだ。

先づ彼は此の原則を農業に適用した。即ち小麥價格維持の問題については從來佛國においては激しい論争が行はれ、最低價格法定制が施行されてゐたが、右法定價格が一〇八法にして麵麪の價格がこれを基準とせしに拘らず、小麥の實際取引は五五法にて行はれてゐるが如き次第であつた。従つてかかる統制政策を自然的なる經濟法則復活の方向へ導き、換言すれば取引自由の原則を以て緩和せんとして、フランダンは、右價格法定制度の漸廢に代ふるに過剰小麥の政府買上、耕作制限を骨子とする小麥法案を、昨年末の議會に上程した、これに類する救濟政策は葡萄酒についても決定された。

次に豫算案は十一月十五日提案以來僅々二週間餘を以て、而も四六六對一二四の絶對多數の支持を得て、下院を通過したが、かかる事實は殆んど稀有のことであつた。本年度豫算案は左の如くである。

前年度豫算との比較		同年度豫算との比較	
歳出	四七、五八一 百万法	歳入	四六、九八六 百万法
差引不足	二、五八一 (-)	一、二九五 (-)	一、二八六 (-)

右に依れば、本年度豫算は前年度に比較して不足額は十二億法から六億法へ減額された。

本年一月二日には佛蘭西銀行總裁の更迭が發表され、前任者モレト氏に代り自治減債金庫及供託金

庫理事長タンネリ氏が就任した。前者はオーソドックの傾向を以て著名であるに反し、後者は紋上の如きフランダンの計畫を遂行するに相應しい自由主義的見解を抱懷する者として知られてゐる。金融市場は、政府の低金利政策の準備工作としてこれを歓迎し、公債相場の昂騰を示した。果してこれより二十日後、政府は一九三五年度を限り國庫證券發行額限度を五十億法増加し(百五十億法となる)之が増加額を短期又は中期借入によるの法案を議會に提出した。而して短期及中期の國庫證券を佛蘭西銀行をして再割引せしむることとした。即ちフラン切下は物價騰貴を來すを以て排除し、短期國庫證券の再割引によつて財政上の必要を充たし乍ら同時に金利引下を行ひ、或程度迄信用の梗塞を開け世人とするに在ると傳へられる。かくて本年度豫算の不足額六億法も公債發行によつて填補される筈である。

要するに、小麥法案等の問題におけるフランダンの不屈不撓なる活動と、彼の豫算討議を巧妙に進捗せしめた手腕と、レイノオの平價切下提議に反対する彼の確固たる態度と、國債發行限度増額、短期公債再割引による利下政策に對する國內の好評等は、フランの將來に對し低物價政策によつて貿易振興をかちえんとする合理的準備と見られ、一抹の光明を齎した。

然し此の光明も、上述の如き磅安、ベルガ切下と獨逸再軍備宣言の暴風の前に、正に消盡せんとして

る。蓋し磅安は、法の過大評價を通じて、從來とても佛國の産業を萎靡せしめ貿易を縮少せしめたる佛國生産品原價と輸入品原價との著しい差を更に激しくした。生産活動の減退、失業者の増加、物價騰貴は、其の當然の歸結でなければならない。又獨逸再軍備宣言は絶上の如く佛國空軍の擴張となつた、而も既に本年度歲出豫算の三分の二は、軍事費一二四億公債費一一〇億恩給費八七億によつて占められてゐる状態ではないか。從つて白耳義に對しても救濟の手を延べ得なかつたのであらう。

かくの如き情勢の下に、白耳義既に金本位を停止し、蘭、瑞又これに次ぐと見られるのであるから、フランダンのデフレーション緩和の努力も遂に狂瀾を既倒に回し難いものと見られる。

ベルカの二割八分といふ平價切下によつて、我國の蒙るべき影響は白耳義に對する我貿易額は極めて少く昨年度の我が輸出額は九百六十萬圓であり、其輸入額一千七百萬圓中鐵鋼一千百萬圓は獨佛白等の粗鋼シンヂケートにより磅によつて取引されてゐる結果、著しくないであらう。之に反し和蘭は現在のコライン内閣が金本位死守と共にジャヴァ糖再興を二大政綱としており、既に前者が困難となれば、益々後者に主力を傾倒するであらう。和蘭が若しギルダーの平價切下を行ふとすれば、我内地糖價を壓迫するのみならず、國內過剩糖の輸出を困難ならしめ、又我海運界にも悪影響を及ぼすべく、從つて切下による蘭印の購買力増加に期待しうる點を除いては、延いて日蘭會商の前途をも暗くするであらう。

而してかくの如き直接の影響の他に、再切下の餘地を存する弗は、磅の低落、金プロツクの平價切下に對抗して、再び切下に出づるかも知れぬ。のみならずモーゲンソーカ藏長官の聲明の如く、國內過剩金を諸外國へ賣付け、金保有高を減額する方法によつても、弗の低下を求めるることは明かである。かくてポンド安ベルガ切下金プロツク混亂といふ清算の過程を通じて、世界は再び爲替競争の激化を免れず、其の最低位に落着いた處から、世界通貨の安定協定が實現されるのではないか。

(一〇・三・三〇、高後)

## 最近支那に於ける銀の移動と國民政府の對策

### 一

支那は元來銀の一大需要國であつて、その對外輸出入貿易が連年入超をつゞけてゐるにかゝはらず銀もまた同様入超を示してゐたのであつた。

ところが、米國に於ける銀價吊上政策採用の結果、殊に昨年八月の銀國有實施以來は、第一表にも示すやうに、驚くべき巨額の銀が支那から海外へ流出したのである。

即ち、一九三三年には一千四百萬元に過ぎなかつた支那の銀流出高は、一九三四四年に至つて一躍二

億六千萬元に達したのであつた。

年次	數量(千元)
一九三二 (入)三八、八九二	一一九三三
一四、一五四	一九三四
二五九、九四一	一九二九

第二表は支那に於ける一般物價下落の趨勢を明示するものである。

年	數量(千元)
1926年	100.0
1927	104.4
1928	101.7
1929	104.5
1930	114.8
1931	126.7
1932	112.4
1933	103.8
1934	97.1

上表によれば一九二九年以來世界が物價下落による不況に悩んでゐた際には、寧ろ物價騰貴による一種の好景氣を謳歌してゐた支那も、一九三二年以來物價の著しい低落をしてゐることがわかる。次に金利について見るに、上海洋橋は左の如き昂騰を示してゐる(第三表)。

年	月	上海洋橋行市		(洋橋は銀錢同業者間の信用貸借の利息であつて左の数字は毎一千銀元に對する日歩を示す)
		最高	最低	
一九三四年	一月	〇・〇九	〇・〇二	一九三四年
二月	〇・〇六	〇・〇五	〇・〇二	七月
三月	〇・〇九	〇・〇八	無利子	八月
四月	〇・〇四	〇・〇三	無利子	九月
五月	〇・〇九	〇・〇六	〇・〇二	十月
六月	〇・〇六	〇・〇五	〇・〇一	十一月
七月	〇・〇六	〇・〇五	〇・〇一	十二月
八月	〇・〇六	〇・〇五	〇・〇一	
九月	〇・〇七	〇・〇六	〇・〇一	
十月	〇・〇四	〇・〇三	〇・〇一	
十一月	〇・〇六	〇・〇五	〇・〇一	
十二月	〇・〇六	〇・〇五	〇・〇一	

## 二

かく巨額現銀が流出したにもかゝらず、一方上海の在銀高は減少することなく反つて第四表に見

る如く、一九三三年までは著しい増加を見せた。

かかる上海在銀高の一九三三年までの増加は、前記銀の國外流出に對照して極めて奇怪にたへぬところであるが、この疑問は第五表を見ることによつて氷解する。

第五表 上海現銀移出入高

年 度	内地より移入		内地へ移出		(単位千元)
	年 度	内地より移入	内地へ移出	年 度	
一九二五	九四、四四八	一四五、一二三	一二六、一五〇	一九三〇	七九、四一三
一九二六	七七、六八四	一二五、三五二	一九三一	九六、八九二	一四九、八五二
一九二七	八五、二四九	一七〇、六四四	一九三二	一七四、七二〇	三〇、八二一
一九二八	一〇八、〇六九	二一四、二四二	一九三三	一一三、一四六	一〇、二六四
一九二九	一一四、七四八	一五九、三〇四	一九三四	四一、二一〇	五八、一九〇

即ち農村の疲弊の結果、農民がその退藏銀を以て必要物資の購入、租稅の納入に充てたのと、金融

業者が對農村貸付の回収を急いだ等の理由で、農村の銀がすばらしい勢で都市に集中したのである。この農村より都市に集中した銀は、結局は銀行預金及び郵便貯金となつて現はれたものであつて、近年に於ける支那銀行の負債勘定たる預金の増加及び政府郵便貯金の増加はこれを證明するものである。

支那の郵便貯金は最近次の如く(第六表)激増してゐる。

年 度 (前年七月一 翌年六月)	貯 金 總 額 元	前年度に比し増減	
		増	減
民國十八年(一九二九年)度末	一四、五五三、二〇一	七二	四四%
十九年(一九三〇年)度末	二四、九九三、四三六	七九	四四%
二十一年(一九三一年)度末	二七、一六四、七四六	七一	四四%
二十一年(一九三二年)度末	二五、三九七、〇五七	一五	四四%
二十二年(一九三二年)度末	二一、六六八、一四一	四六	四四%
二十三年(一九三四年)五月末	三一、七八三、一一二		

しかも郵便貯金額に於て農民の占める割合は僅に百分の二に過ぎないのであるから(第七表)この増加は都會に於ける増加と見なければならぬ。

第七表 民國二十二年度末職業別郵便貯金額

職業	金額 元	比率(%)	職業	金額 元	比率(%)
			公 共 團 體	郵 便 局 員	其 他
政 治 家	三、一九九、二九七	一四・一六	五六八、四三〇	一、二八一、〇四二	六、六六一、九〇三
學 生	二、五一五、七四九	一一・六〇	郵 便 局 員	五・九一	三〇・七四
農 人	五、一一一、六六五	二三・六〇	其 他	二一、六六八、一四一	一〇〇・〇〇
商 人	四五五、八八七	二・〇六			
軍 人	一、八八四、一六八	八・七〇			

次に支那主要銀行の預金状態はどうなつてゐるか。次表を見よ。

第八表 中國交通一銀行預金高

年 次	中國銀行 交通銀行 兩行合計	年 次	中國銀行 交通銀行 兩行合計	(單位千元)	
				一九三〇年四四一、三〇〇	一九三一年四六二、七〇〇
一九三〇年四四一、三〇〇	一五二、九〇〇	一九三一年四六二、七〇〇	一六五、三〇〇	一九三二年四七六、五〇〇	一八三、八〇〇
一九三一年四六二、七〇〇	一六五、三〇〇	一九三三年五月三、三〇〇	六二八、〇〇〇	二一二、九〇〇	七五二、二〇〇

以上によつて明かな如く、上海在銀高の一九三三年頃までの増加は、いはゞ不健全な増加であつたから、その後の貨幣不安(銀元に對する平價切下等)に伴ひ、銀元の引出が始まり、一九三四年になつては上海在銀高は著しい減少を示してゐる。而してこの減少は、現政府が銀の輸出禁止政策をとつてゐる關係上、内地へ向け流出するものなることは、前掲第五表に見た通りである。

かかる在銀高の再度の減少開始が金融界に打撃を與へたことはいふまでもない。上海に於ける錢莊

小銀行及信託會社等が昨年來相次いで破産または停業したことはこゝに改めて書き立てる必要のないことゝ思ふ。

### 三

現行紙幣發行規程によれば、各發券銀行はその發券額の60%はこれを現銀の形態にて所有すべきことゝなつてゐる。いま上海華商銀行の紙幣發行額と發行準備とを見るに次の如くである。

第九表 上海華商銀行發券額及準備額表		(一九三四年十月末現在)	
銀行	發券額 千元	現銀準備 千元	保證準備 千元
銀行	發券額 千元	現銀準備 千元	保證準備 千元
中央	八三、三〇二	六六、六九六	一六、六〇六
中國	一二七、一四六	六七、三一九	四四、〇二二
浙江興業	八、四八四	五、八五一	二、六三三
中南	三八、八二七	三〇、六七三	八、一五四
中國通商	二四、一五二	一五、七五七	中國製業
中國農工	六、一五四	四、三五一	六、八六八
		合計	五、〇五六
		三九六、二九五	一、八一二
		二六五、四一八	一〇六、九二二
		一、八〇三	

この表を見れば、大部分の銀行が發券額の六割以上の現銀準備を有してゐて、法定額には十分である如くであるが、實際には果してこの表の如き内容を有するか否か多大の疑がある。殊に銀行相互の取引關係その他よりして同一在銀を双方の勘定に計上してあるものも相當あるべく、更に上海に於ける二十七行の總預り金が約二十四億萬元に達するといはれるに於ては、兌換券への不安が漸次増大する

るは止むを得ないところといはねばならぬ。

### 四

然らば、銀のかゝる動搖に對して國民政府はいかなる對策を講じて來たか。次に列舉してみよう。

- (一) 一九三四年九月十日 外國爲替管理令公布並に標金取引外貨決済の禁止
- (二) 同 年十月十五日 銀輸出稅を左の如く引上げる。
  - (1) 銀元の輸出に對しては七分七厘五毛
  - (2) 銀塊の輸出に對しては一割
  - (3) 銀元及銀塊に對する右の輸出稅を課してなほ前日のロンドン銀塊相場より中央銀行の對英建値が下廻つてゐるときはその差を平衡稅として追加徵收す
- (四) 同 年十月十九日、外國爲替平衡委員會成立
- (五) 同 年十一月三十一日、海外旅行者携帶銀元制限
- (六) 同 年十一月二十二日、銀元國內運搬に護照を要することゝす
- (七) 同 年十二月十一日、同日付を以て海關は向後支那國內沿岸を旅行する旅行者は最高一千元を限り現銀の携帶を許可す、右最高額を超過するものは、その全額を沒收する旨告示

(八) 同年十二月十七日、外國港經由及一通商港より他の通商港に赴く旅行者の銀元携帶制限以上の如く、昨年九月以降、國民政府は銀流出防止に對するあらゆる努力を拂つたのであつたが、既に前途に對する不安を感じ出した銀は、これまたあらゆる方法によつて流出及移動を續けたのであつた。

遂に萬策つきた政府は、今年に入つてから海關をして、一月二十九日に、銀密輸防止のため、密輸銀塊及び銀元を取押へた者には賞金及び密告料を支給し、一方密輸者に對しては密輸銀塊及び銀元を沒收するとともに、それと同額の罰金を課し、且つ重刑に處する旨の告示をなさしめるに至つた。密告及賞罰手續を以て銀の密輸を取締らねばならなくなつたといふことは、反面いかに密輸が盛んに行はれてゐるかを物語るものでなければならぬ。

しかしこれでもなほ上海在銀高を喰ひとめることができない。即ち本年二月二日現在の在銀高は

二二、九六三、〇〇〇兩	外銀側	二、二九〇、〇〇〇兩
二〇、六七三、〇〇〇兩	支那側	
二九、八一九、〇〇〇元	外銀側	
二六九、三五二、〇〇〇元	支那側	
二九九、一七一、〇〇〇元		支那側

であつて、〇・七一五兩を一元として銀元に換算して合計すれば

三三一、二八七、〇〇〇元

となる。

これを昨年一月末の現在高

五六〇、〇七七、〇〇〇元

と比較するに、差引二億二千八百七十九萬元が一ヶ年中に減少したこととなる。

更に次の表を見ると、上海に於ける銀元在高はその殆んど大部分が造幣廠より出てゐること、而してその造幣廠の鑄造材料の大部分が兩銀より得られるものであることが判明する。

第十表 上海現銀移動表 (一九三四年十二月三十一日)

種類	場所	移入		移出	
		金額	場所	金額	場所
兩 銀 元	天津より ミントより 香港より 重慶より 天津より	一九〇、〇〇〇兩 一一、四〇〇、〇〇〇元 二、八二〇、〇〇〇元 三一〇、〇〇〇元 二〇、〇〇〇元	ミントへ 天津へ 福州へ 漢口へ 芝罘へ	七、三八〇、〇〇〇兩 五、五〇〇、〇〇〇元 三〇〇、〇〇〇元 一、〇〇〇、〇〇〇元 五一〇、〇〇〇元	天津へ 福州へ 漢口へ 芝罘へ 厦门へ
		六〇〇、〇〇〇元			

かかる兩銀の銀元へ轉化する事實は、次の第十一表からも説明し得る。

第十一表 最近上海在銀高増減表		月 日	兩	銀	銀 個	錢 個	銀 元
一月五日		二一、〇七〇、〇〇〇兩		七、九八〇條	四二、六四八條	二四八、〇九〇、〇〇〇元	
一月十二日		一九、七二〇、〇〇〇兩		七、九八〇條	四三、二四七條	二五三、三三〇、〇〇〇元	
一月十九日		一八、五五〇、〇〇〇兩		七、九八〇條	四一、八六八條	二五一、二一〇、〇〇〇元	
一月二十六日		一六、四二〇、〇〇〇兩		七、九八〇條	四四、六三七條	二五四、六八〇、〇〇〇元	
二月二日		一五、三六〇、〇〇〇兩		七、九八〇條	四七、二八一條	二五四、八七〇、〇〇〇元	

## 五

以上の如く、支那政府の懸命の努力にもかゝはらず、銀の移動には遠心力が働いてゐる。それには政府のとつた銀輸出税の加重が却つて銀の集中を妨げてゐることに注意しなければならぬ。何となれ

ば、一度市場に集まつた銀が再び流出することは殆んど禁止せられてゐる状態であるから、銀は支那市場へ流入することを極度に嫌ふこととなる。この點について支那政府のとつた銀流出防止政策は手遅れ且つ失敗であつたといひ得る。

されば去る二月十六日上海に於て第一回金融顧問委員會（中央銀行正副總裁、財政部錢幣司々長その他財界學界の有力者を以て組織す）が開かれるや、同委員會は輸入銀の再輸出免稅案を議決し、銀の輸入を獎勵して金融梗塞を緩和せんことを政府に建議したが、政府もこの建議を容れて、銀對策を改めた。

即ち現行輸出稅は、現在銀高保護のため、これを存置することとするも、將來輸入すべき銀（少くも五十萬オンス）に對しては、輸入後三ヶ月經過したときは、自由に輸出することを得る（但し廢兩以來徵收し來りたる二分の一の稅を除く）こととなつた。

續いて政府は、爲替平衡委員會を通じ香港方面より約二千萬元の銀元を購入するに決し、既に三月十二日までに、中央・中國・交通三銀行は三百七十萬元を購入し、更に市場の狀況により購入を續ける豫定の旨最近の支那新聞紙は報じてゐる。

（一九三五年三月二十日、小林）

## NRA延長に關する米國大統領の教書

二二

NRAは来る六月十六日を以て自然的に消滅する筈であるが、ルーズベルト大統領は二月二十日特別教書を議會に送つて、NRAの生命を更に二箇年延長する爲に、何等かの立法的手段の講ぜられんことを勧告した。即ちNRAを構成する法律の根本目的及び主義は健全且つ正當にして之等を放棄すると云ふことは「考へ得られざること」であり、而もそれは産業並に労働界の混亂の再發を意味する、と述べ、同時に彼はNRAの或る程度の修正を勧告した。

一九三三年NRAが組織されて以來のその成果を回顧し、ルーズベルトは高調して云ふ、殆んど四百萬人の失業者に對して職を與ふることを得た、と。亦彼は云ふ、それは少年労働及びスウェット・ショップを除去し一方被傭者數百萬人の賃銀率を昂上せしめ其の労働時間を短縮せしめた。而も此の法律の下に於て使用者、被傭者間に團體交渉の機會を増加し且つ其の權利を確保する上に多大の進歩が行はれた。尙ほは次の如く宣言して云ふ、政府は小企業に對しても新に保護を進めつゝあり、又一般消費者の問題に關しても充分之を審議し考慮を拂ひつゝあると。

尙大統領は産業復興法に關し議會に對して教書を送つて修正項目を提案したが、尙ほ教書の内容は

左の如きものである。

- 一、法律の目的を明かにすること。
- 二、「コード」の自發的提出を獎勵すること。
- 但し一方政府に於て、自發的に協約を提出せざる産業に對して、「コード」を強制する權限を保持すること。
- 三、少年労働の復活を許さざること、一方最低賃銀及び最長労働時間の確定は、實際的であり且つ必要事であること。
- 四、議會は被傭者の團體交渉の目的の爲に組合を組織する權利を保護すること。
- 五、反「トラスト」法の根本主義の一層妥當なる適用を計り、産業界に於ける獨占及び私的な價格決定を許さざること。
- 六、石炭、石油、瓦斯等の自然的資源に關しては聯邦政府は公共有益物として嚴重に統制を行ふべきこと。
- 七、小企業に對する排斥並に壓迫に對し更に保護を加ふべきこと。
- 八、政府は「コード」條文を强行する爲には些細の違反者をも罰すべし、との意見を放棄すること。

二

二三

次に大統領の議會に對する特別教書の全文を掲ぐれば次の如くである。

一九三三年五月十七日余ハ議會ニ對シテ廣汎ナ失業者救濟、勞働時間ノ短縮、短縮サレタ勞働時間ニ對スル充分ナル勞働賃銀ノ支拂及ビ不正競争、過剩生産ノ災害防止等ノ爲メ全產業ヲ通シテ一大協力運動ヲ行フニ必要ナ機關ノ設置ヲ求メタリ。

國家產業復興法ハ一九三三年六月議會ヲ通過シ之レガ實施機關ハ翌月設置セラル、ニ至レリ。此ノ法律ノ目的ハ合衆國國民ノ意圖スル所ト合致シ彼等ノ壓倒的支持ヲ受クルニ至リシコトハ記憶すべき事柄デアル。

而モ法律實施ノ初期ニ當リ何等國家的問題ヲ生ゼサリキ。蓋シ一般輿論ノ強制ニヨリ敢テ之ヲ犯ス者アラザリシニ因レリ。

其ノ直接ニ目的トスル所ハ大不況ノ悪化ヲ阻止スルニアリタルガ法律ハ此ノ目的ヲ達成シ吾人ハ茲ニ恢復ノ途ヲ辿ルニ至レリ。

一九三三年春及ビ夏ニ於ケル合衆國失業者ニ關スル多クノ統計ハ事實ヨリモ遙カニ低ク推定セラレタルガ故ニ吾人ハ今日產業復興法ニ依ツテ殆ンド四百萬人ノ失業者ガ職ヲ得タルコトニ氣付カザルガ如シ。

此ノ法律ノ下ニ於イテ多年ノ殃禍タリシ少年勞働ガ廢止サレ、「スウヰート・ショツプ」ガ違法視サ

レ、數百萬ノ賃銀勞働者ガ飢餓賃銀並に過度ノ勞働時間ヨリ解放サレルニ至リシコトハ吾人ノ進歩ト云フベシ。

加之同法ノ下ニ於テ使用者、被傭者間ニ於ケル團體交渉ノ機會並ニ其ノ確保ニ一大進歩ガ齋ラサレ、產業關係ノ秩序モ新シク確定的ニ形成サレントス。

產業全體トシテモ亦得ルトコロ少カラズ。例ヘバ過度ノ勞働、不充分ナル賃銀支拂ニ依ル不正競争ヨリ免カレ得タルノミナラズ、又商業上ノ破壊的諸行爲ヨリ解放サレルニ至レリ。

### 小企業ニ對スル新保護

吾人ハ小企業ニ對シ新タニ保護ヲ進メタリ。而モ最重要ナルハ營業者自身明カニ協力竝ニ自己訓練ノ有利且ツ義務的ナルコトヲ自覺シ、而モ不健全ナル資金ノ運用及び全テノ不正行爲ヲ停止スルコトガ國家的ニ必要ナルコトヲ充分自覺セシコトナリ。

勞働條件竝ニ產業上ノ諸種ノ改善ト共ニ一般消費者ノ問題ニ關シテモ充分考慮ヲ拂ヘリ。

而モ個人的生產ノ場合ノ例外ヲ除ケバ、需要增加ト物價騰貴ノ時期ニアリナガラ尙小賣販賣竝ニ價格ニ於テ今日ノ如ク暴利、詐取ノ減少セシコト未ダ曾テ其ノ例ヲ見ザルナリ。

一九三三年七月最初ノ「コード」ハ實施セラレ爾後僅カ十一箇月ノ間に殆ンド六百ニ及ブ事業ニ對シテ「コード」ノ認可ヲ見タリ。而モ此レハ「コード」適用ノ可能ナル事業總數ノ九十「パーセント」ニ當リ

實ニ偉大ナル成功ヲ收メタリ。已昔ノ批判者、又ハ不正競争ヲ行ヒ若クハ労働者或ハ消費者ヲ搾取スル爲ソノ政治的利權ヲ求メントスル者ハ法律、命令或ハ公正ナル取引ニ關スル「コード」ハ頗ル廣汎ニシテ到底一日或ハ一年ノ短時日ニ完全ナル構成ヲ爲シ得ザルコトハ明瞭ナル事實ナルニ拘ラズ之レガ缺點ニ關シ故意ニ論爭ヲ行ハントス。

吾人ハ既ニ行ハレタモノ或ハ未ダ行ハレザルモノニ就イテ之ヲ匡正スル爲ニ正シク行動スベキナリ。吾人ハ諸「コード」間ノ關聯調整ヲ行ヒ、又手續ヲ簡單ニセザルベカラズ。尙「コード」手續ノ作成ニ關シ引續キ報告ヲ得ル必要アリ。

又臨時ニ且ツ早急ニ募集サレ政府ニ對シ忠誠無私ニ勤務スル人々ニ對シテモ絶ヘズ之ヲ指導、訓練スルヲ要ス。又諸「コード」ノ運用者ニ意味不明ナル條文ハ特ニ之ヲ明瞭ニシ、且ツ當事者各自ノ責任ヲ一層明カニセシムルヲ要ス。

斯ノ如ク公衆全般ノ承認ヲ得タル主義ヲ有シ而モ上記ノ如キ多大ノ一般的利益ヲ齎セル産業復興法ハ來ル六月十六日ヲ以テ正ニ滿了、失效セントス。

此ノ法律ノ根本目的竝ニ主義ハ健全ナルガ故ニ之等ヲ放棄スルコトハ考へ得ザルコトナリ。夫レハ産業竝ニ労働界ノ混亂ノ再發ヲ意味スベシ。

故ニ余ハ議會ニ對シ産業復興法ノ更ニ二ヶ年間延長サレンコトヲ望ム。

法ノ目的ヲ明カニシ法ノ執行ヲ導カンガ爲ニ此ノ法律施行ニ關スル方針竝ニ原則ヲ更ニ規定サレンコトヲ望ム、而シテ此ノ場合ニハ既ニ吾人ガ習得セル所ノ方法ヲ利用シ得ベシ。

### 任意的「コード」進出の獎勵

「コード」ノ自發的提出ヲ獎勵スペシ。然レドモ同時ニ又産業内部ニ於テ協定ヲ爲シ得ザル場合ニ於テハ政府ハ如何ナル場合ニアリテモ商業上ノ公正競争ノ最低標準ヲ設定シ特ニ労働關係ニ於テ適正ナル標準ヲ設定スペキ絕對的權限ヲ保持スペシ。

例ヘバ少年労働ノ復活ヲ許スペキニアラズ、最低賃銀竝ニ最長労働時間ノ決定ハ實際的ニシテ且ツ必要事ナリ。

被儲者ヲシテ自由ニ組合ヲ組織セシメ團體交渉ヲ遂ゲシムル權利ヲ充分ニ保護スペシ。

反「トラスト」法ノ根本主義ハ一層妥當ニ適用セラルベキナリ。產業界ニ於ケル獨占及ビ私的ノ價格決定ヲ許シ或ハ看過スルベカラズ。「獨占ハ私的ナルベカラズ」。

尙余ハ次ノ如ク提議ス、即チ石炭、石油、瓦斯等ノ天然資源ニアリテハ之等資源ノ浪費ヲ除キ其ノ生産ヲ制限シ之等ニ於ケル就業ヲ恒久化センガ爲ニ政府ハ宜シク合衆國々民ヲ監督スル必要アリ。即チ一般公衆ヲ保護シ法外ナル價格ノ切下、不當ノ利得ヲ行ハシメザルガ爲ナリ。

吾人ハ產業ノ一部又ハ全部ニ於テ、少數ノ頑迷者ヲシテ不正規約ヲ作リ低キ標準ヲ設ケテ他ノ者ト

競争ヲ爲サシムベカラズ。

然レドモ一方不正競争ヲ阻止センガ爲ニ協力ノ特權ヲ與ヘ之ガ爲ニ法ノ明カニ認ムル公正競争ヲモ壓迫窒息セシムルコトアルベカラズ。小企業ノ排斥竝ニ壓迫ニ對シ特ニ保護ヲ與フベシ。

此ノ法律ノ立法進展ニ當リ余ハ次ノ如キ明瞭ナル事實ニ就キ諸君ノ注意ヲ喚起セントス、即チ產業上ノ法律、「コード」規則ヲ强行センガ爲ニ求メテ人民ヲ罰スベカラズ。

吾人ハ之等諸規定ニ違反スル個人亦ハ會社ヲシテ直ニ其レヲ停止セシムベキ他ノ更ニ有效ナル手段ヲ必要トス。

余ガ右ニ指示セル之等ノ事項ニ關シ本法ヲ執行スル諸官廳竝ニ諸機關ニ依リ詳細ノ建議ガ余ニ對シ行ハレタリ。

之等ハ議會ノ參考ニ供シ得ラルベシ、詳細且ツ完全ナル立法草案ノ如キモノナシト雖モ恐ラク諸君ノ審議ニ際シ幾分ノ助ケトモナラン。

余ハ議會ニ對シ本法ノ延長ノ必要ナルコトヲ勸告セント欲ス。

吾人ノ進歩ニ依ツテ產業界ニ於テ幾多ノ問題ヲ生ゼリ。

吾人ハ此ノ人生ノ過程竝ニ必要事ヲ悉クハ知ルコトヲ得ズ、故ニ或ル程度ノ融通性及ビ特殊取扱ヲ必要トスベシ。

諸君ノ行爲ニ依リ、現在吾人ガ經驗シツ、アル產業復興ノ過程ヲ維持シ、且ツ之ヲ促進セシメ、失業竝ニ經濟的不安ヲ輕減サレンコトヲ。(二月二十三日、ファイナンシャル・クロニクル所載)

### 三

大統領は右教書の外には別に法案を提出せず、議會に對しては單に右政府の方針に從ひ立法方を勧告したのみであるが、二月二十一日産業復興院「緊急委員會」委員長ドナルド・リツチバーク氏は復興院當局が政府筋各方面と協議の結果作成したる本件立法に關する一種の草案を上下兩院擔當委員長に宛て提出した。右は前記大統領の方針に則り現行復興法の延長強化を計る外、將來政府の方針として經濟不況再發防止に關する大統領及び議會の權能を確立し、失業の増加及び產業組織破壊の爲公益を脅かさるゝ場合は大統領は緊急狀態を宣言し得る旨の規定を設け之を恒久的法律となし、又大統領に對し「コード」を修正し得る權限を與ふるを趣旨とするものである。

然し一方、產業復興法の獨占助長、「トラスト」法違反等の點取調の爲上院議員ナイ(共)及マツカレン(民)兩氏提出中の復興法調査に關する決議案は二月二十日上院財政委員會に依り可決せられ、又之れと別に上院司法委員會分科委員長キング(民)及ボラー(共)兩氏も同じく復興法調査に關する決議案を提出中にして、本件立法の完成迄には相當の波瀾が豫想されてゐる。(一〇、三、二九、千々和)

## 支那のセメント工業

支那のセメント業は、光緒三十三年啓新洋灰公司の創立以来のことであるが、國內政狀の不安、輸入セメントの壓迫等のため著しくその進展を妨げられて來てゐる。

しかし、最近輸入稅率の改訂が行はれたのは國內セメント業にとつて大きな保護的效果をあげることであらうし、萬一多少とも政狀の安定が齎らされ更に同工業に對する重稅が輕減されるに於ては、一層有望となるべき筈のものである。

以下、(一)輸入セメントと(二)國產セメントとに分けて説明を加へ、最後に(三)斯業の將來に對する若干の觀察を試みてみよう。

### 一、輸入セメント

過去に於ける支那のセメント輸入の趨勢は左表の如くである

次年	セメント輸入額	金額(兩)
民國元年(一九一二)	四八九、一五六	△ 五〇七、〇七九
同二年(一九一三)	六一八、〇一九	六〇八、二二一
同三年(一九一四)	八八九、五三〇	九〇一、三四一

同四年(一九一五)	五一八、二七八	四五七、〇七〇
同五年(一九一六)	二三九、三二八	一八五、七三三
同六年(一九一七)	七〇五、七三四	七九一、四四六
同七年(一九一八)	八六二、三二〇	九五三、八二〇
同八年(一九一九)	一、五一五、一八九	一、六一二、三五一
同九年(一九二〇)	一、七五一、八五四	一、八六〇、一七〇
同十年(一九二一)	七〇、七〇六	七七、七〇七
同十一年(一九二二)	四、三五五	四、七九〇
同十二年(一九二三)	二六七、四八一	二〇九、四五三
同十三年(一九二四)	四〇七、七四〇	四〇三、六四六
同十四年(一九二五)	一、七六一、〇九九	一、八七九、七二五
同十五年(一九二六)	二、四一六、九四八	二、四三六、〇八五
同十六年(一九二七)	一、九一五、五三三	二、〇九五、〇一八
同十七年(一九二八)	二、二八〇、五〇九	二、七〇〇、六〇九
同十八年(一九二九)	二、八三二、八五七	三、四六〇、八一四
同十九年(一九三〇)	三、〇四四、八三九	三、八四〇、四九七
同二十年(一九三一)	三、二八八、七七三	四、六二五、六〇八
同二十一(一九三二)	三、六七〇、二〇一	五、六五六、一六五
同二十二年(一九三三)	二、二七八、七〇一	三、七一六、七五二
同二十三年(一九三四)	九八四、二三三	九五二、一五九

\* 備考 △民國元年の數字はセメントと鐵との合計

\* 民國二十三年は一十月の數字である。

次にこれを對支輸出國別に見るに、左の如く近接諸國よりするものが最も多い。蓋しセメントの如

く重量大にして且價格の比較的低廉なる商品は、これを遠隔の地より輸送することは運賃その他の點から見て許されないからである。佛領印度支那、香港及び日本が大分部を占めてゐる。

最近セメント輸入國別統計表

年次	國別	最近セメント輸入國別統計表			
		一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
	佛領印度支那	一二三、九二七	一、一五七、七四六	五八八、六二二	三七六、五四〇
	香 港	一、九四八、八〇六	一、四〇五、一九一	五一〇、一四八	一二七、四二三
	朝 鮮	六五三、九六六	二八九、九〇〇	四五二、三六〇	三三五、〇五六
	本 國	四八、七六八	一二一、八五三	一一一、六二〇	二二、八六六
	マ カ オ	三〇三、五一三	三七三、五一六	二二、八六六	四五
	蘇聯(歐洲各國)	一	一	一	一
	關 東 州	二〇九、七九三	三二一、九九五	一六九、〇七六	六六、七六一
	其 他 各 國	三、二八八、七七三	三、六七〇、二〇一	三四六、八七五	五五、五一〇
	合 計	一	一	二、二七八、七〇一	九八四、三〇一
備考	一九三四年は一一十月合計で、公擔(Quintal)で出でるものも擔に直して前年との比較に便した。				

## 二、國產セメント現狀

支那セメント會社は現在なほ甚だ少なく、主要なるものは左の七社に過ぎぬ。

會 社 名	會社所在地	成 立 年	資 本	商 標	每 年 生 產 能 力
華記湖北水泥公司	湖北省大冶	宣統二年	銀一百萬兩	塔印	三十萬樽
上海華商水泥公司	江蘇省龍華	民國九年	一百六十三萬餘元	象印	六十四萬樽
中國水泥公司	同 龍潭	民國十年	三百萬元	泰山印	九十萬樽
西村士敏土廠	廣東省廣州市西村	民國十八年	二百萬元	五羊印	五十萬樽
致敬水泥公司	山東省濟南	二十萬元	九萬樽	獅球印	二十萬樽

右表によれば、七社の毎年の生産能力は合計四百二十三萬樽であるが、實際產額は一二の工場を除いては、遙にこれに及ばないものゝ如くである。

いま最近に於ける各工場の生産額を示せば左の如くである。

會 社 名	生 產 額	販 売 額
中 上 華 啓 上 中 上	自一九三一年七月 至一九三二年六月	自一九三二年七月 至一九三三年六月
海 國	四五六、六七九	六七七、六五〇
一九三三年上半期	三五、四八六、八二〇	七〇三、九三二
一九三四年上半期	三三、四七二、八三〇	四二三、二八二
中 國	四六八、六四〇	二二九、七五二
一四九、〇六三	一〇六、六〇九	一、五五七、二五二
一、四九一、二九五	一、四二二、三五〇	五九、七九七、八一
一九三三年	五八、一三二、五二〇	三三、九四七、二一五
		三一、七九五、四六八

また統稅局の調査によれば、右四社の生産及販賣額は左の通りである(單位公斤、一樽)。

華記一九三四年	五七、一五一、四一五	五八、六五四、八一六
啓新一九三四年	九、二二六、一三〇	八、五九七、三九〇
合計一九三四年	三四、二二二、二八〇	二〇、三九七、八七五
一九三四年	一四八、九五七、八六七	八四、三七七、七七一
一九三四年	一三一、一八〇、七五五	一二八、〇八四、〇三五
一九三四年	二五一、八〇三、三三七	一八六、七二〇、一八七
一九三四年	二四六、〇二七、二八〇	二三八、九三二、一九四

廣東省内に於ける二工場の生産額については左の統計が與へられてゐる。

年次	河 南 工 場	西 村 工 場	合 計
一九三二	三三、四一九噸(一九六、五〇三樽)	三四、三六五噸(二〇二、〇七二樽)	六七、七八四噸(三九八、五六九樽)
一九三三	五、二三八噸(三〇、七九九樽)	七五、八〇二噸(四四二、七七五樽)	八一、〇四〇噸(四七六、五一五樽)
一九三四(一八月)	一三、三七三噸(七八、六三三樽)	四八、〇六〇噸(二八二、五九二樽)	六一、四三三噸(三五三、二二六樽)

以上の諸表により見るに、各工場(致敬は不明)の中その生産能力を發揮してゐるのは、廣東に於けるものゝみであるといふことがわかる。

假に海關統計を見るに、輸入税改訂以後は、輸入セメントが著しく減少してゐる點より考へても、

當然國內會社の生産量がそれだけ増加すべきであるにかゝはらず、前記の如く一九三四年は前年に比し約一%の減產である。これは支那に於ける一般工業生産の不況を物語るものである。

輸出セメントについて見るも、その數量は次の如く減少してゐる。

かかる減少は、一面には支那國內に於ける消費量の増加を示すものともいへやうが、實際は輸入税の改訂により支那への輸出を制限された外國セメントが、その販路を他の市場に見出したために、支那品の販路が閉ざされた一九三四年(一一十月)六ものと見る方が妥當であらう。

次に國產セメントの移出入狀態(一九三三年)を見るに次の如くである。

(1) 移 入	(1) 移 出
上 海 一、五〇〇 千擔	芝 荘 四〇〇 千擔
青 岛 一〇〇 千擔	天 津 一二〇 千擔
廣 东 五八四 千擔	廣 州 三、八〇〇 千擔
厦 门 二六七 千擔	漢 鎮 五〇 千擔
東 陽 一六〇 千擔	江 口 三〇 千擔
頭 波 九二 千擔	其 他 二九三 千擔
油 宁 合計(二十九港)三、八二八 千擔	其 他 上 海 二〇〇 千擔
總 計 四、四五二 千擔	合 計(二十九港)三、八二八 千擔

### 三、支那セメント工業の前途

支那に於けるセメント工業が、著しく不振の状態を示してゐる原因是、要するに政状不安にて奥地に於けるセメント需要が殆んどなく、販路としては僅かに開港場その他の都市のみに限られてゐること、税捐の過重である。

セメントに對する課税について見るに、一九三三年までは僅かに二角三分に過ぎなかつたものが、同年統稅實施の際六角に増加し、更に昨年(一九三四年)にはこれを二倍即ち一元二角とした。

さなきだに國內一般經濟の沈滯によりセメントの需要は減少の傾向にあるところへ、かく連年セメント業者の負擔を累増する結果はいよ／＼生産の不振、消費の減退を來し、切角輸入税の増加により外國品の進入を抑止した效果を失つてしまつてゐる。

加之、支那に於ける國家組織の不完全な結果は國內輸送に一大障害を與へ、省によつては他省よりの輸入を禁ずる如き方針すらとつてゐるところもある有様である。

かかる重大な阻止原因を有する支那セメント工業の前途は必ずしも樂觀を許さないのであつて、近き將來に於けるその著しい發展を期待することは出來がたいものと見ざるを得ない。

(銀行週報一九ノ二及び Chinese Economic Bulletin, Feb. 16, 1935 による、小林)

東京工商會議所刊行会員業合化資料		
題	費	號
獨逸に於ける合理化運動と獨逸産業 合理化協會	(二〇錢)	一
商業標準化事業と其價値 流動作業に關する經驗	(四〇錢)	二
米國に於ける間接費の研究 木製包裝の合理化	(五〇錢)	三
郵便小包の包裝及發送 輸出取引の仕方	(三〇錢)	四
豫算による企業の統制 配給の方法	(三五錢)	五
事務所の噪音防止方法 厚紙包裝の合理化	(三五錢)	六
包裝用締具及び安全裝置 米國に於ける恩給制度の研究	(三五錢)	七
卸賣取引方法と其の代金取立に就て 筋肉労働者に對する基礎賃率の決定 會社の重役及幹事の職務 職長の資格	(三〇錢)	八
中央配達制度による経費節約 產業上の適職選擇	(三五錢)	九
實業界に於ける大學卒業生の採用と 其の適所選擇	(一〇錢)	一〇
鐵力製及び金屬製包裝の合理化 壓縮空氣設備の設計と運轉	(一五錢)	一一
組織及び操作諸原則 製造業に於ける出資の統制	(三五錢)	一二
所議會當・すまし致布頒費實はに方の望希御物行刊所當) (要不料送) いさ下用利御を番一九七六一京東座口替換	(一〇錢)	一三
營業用輕便運搬設備 工程管理	(五〇錢)	一四
工場に於ける寸法の測定法 特殊計算尺	(五〇錢)	一五

# 露光量違いの為重複撮影

東京商工會議所刊行 商工資料	
一 米國最近の經濟情勢	（穗積真六郎講演）（十錢）
二 我國の新興產業に就いて	（鶴田三朗講演）（殘部無シ）
三 人組工業の近狀	（天野健雄講演）（五錢）
四 日歐貿易（竹内謙二講演）（五錢）	（佐羽太三郎講演）（十錢）
五 躍進する我國の羊毛工業	（諸井貫一講演）（十錢）
六 統制經濟と獨占	（竹内謙二筆）（十錢）
七 日本セメント工業發展史	（第一輯）（三十錢）
八 世界經濟年報	（諸井貫一講演）（十錢）
九 我國製粉業の發達	（加藤徳雄講演）（十錢）
一〇 シカゴ市に於ける交通統制の經過	（多田等講演）（十錢）
一一 日本經濟最近の動向	（竹内謙二講演）（五錢）
一二 最近に於ける自轉車工業の發展	（五錢）
一三 輸出進展を續くる日本電球工業	（北地鎌次郎講演）（五錢）
定期刊行物	
一 中華民國外國貿易年表	（昭和八年度）（殘ナシ）
二 東京物價月報（月刊）	（十錢）
三 重要經濟統計月報（月刊）	（三十五錢）
四 世界經濟統計（年四回）	（二十五錢）
五 東京商工會議所統計年報	（昭和八年度）（残ナシ）
六 東京市商工會議所年報	（昭和九年度）（十五錢）
近刊	
一 中華民國及滿洲國貿易年表	（昭和九年度）
二 商工年鑑	

號	標題	實費
一〇七八	商工審議會の議題に對する意見	（三五錢）
一一七八	健康保險法改正意見並に參考資料	（六〇錢）
一二七八	中小商工業の金融逼迫に關する資料	（一〇錢）
一三七八	東京市及び其の附近に於ける家内工業の狀態	（五〇錢）
一四七八	東京地方電氣料金に關する調査	（二十五錢）
一五七八	株式取引所限月問題に關する調査	（六〇錢）
一六七八	保證準備擴張問題に關する参考資料	（三〇錢）
一七七八	金輸出解禁に關する参考資料要項	（一〇錢）
一八七八	中央銀行の組織及金融市場との關係	（二〇錢）
一九七八	支那改訂輸入稅率表	（二十五錢）
二〇七八	中小商工業金融と我國金融機關の現狀	（三五錢）
二一七八	我國に於ける百貨店對小賣商問題に關する調査	（三〇錢）
二二七八	歐洲戰後本邦貿易の趨勢	（四十錢）
二三七八	配當課稅問題に關する参考資料	（三〇錢）
二四七八	國民負擔輕減に關する参考資料	（三〇錢）
二五七八	購買組合に關する調査	（四十錢）
二六七八	不正競争の取締に關する調査	（二十五錢）
二七七八	海外市場需要本邦商品調査	（二十五錢）
二八七八	我國に於ける生産並販賣の統制現狀	（二十五錢）
二九七八	中華民國新舊關稅率對照表	（二十五錢）
三〇七八	解雇手當に關する調査	（二十五錢）
三一七八	最近世界海運狀況	（二十錢）
三二七八	賠償及戰債支拂猶豫問題と世論	（二十錢）
三三七八	英獨失業保險法とその實施狀態	（二十錢）
三四七八	最近英國及獨逸の財政狀態	（三十錢）
號	標題	實費
四五四	獨佛兩國の爲替管理並資本逃避防止に關する法令	（七十錢）
四五五	金本位制停止後の英國財界	（三十錢）
四五六	各國爲替管理令	（一圓）
四五七	購買組合の受くる遭遇と商工業者の蒙る壓迫	（十五錢）
四五八	インフレーションに關する調査	（二十五錢）
四五九	第一卷（墺國諸產業に及ぼしたるインフレーションの影響）	（六十錢）
四五〇	第二卷（大戰中獨逸に於けるインフレーションの影響）	（二五錢）
四五一	第三卷（佛國のインフレーションとフラン貨の安定）	（六十錢）
四五二	第四卷（インフレーション時代に於ける利益配當の方法）	（一五錢）
四五三	第五卷（貨幣價值下落期に於けるインフレーションの概觀）	（二十五錢）
四五四	第六卷（假裝利益に對する課稅方法）	（三十錢）
四五五	第七卷（大戰後獨逸に於けるインフレーションの概觀）	（二十錢）
四五六	第八卷（獨逸小賣商保護法及關保法規）	（一〇錢）
四五七	第九卷（伊太利に於ける公衆販賣業並行商取締に關する法規）	（二十錢）
四五八	第十卷（英國植民地の織物輸入割當制）	（七〇錢）
四五九	第十一卷（新興產業に關する調査）	（二十五錢）
五〇五	第十二卷（輸出統制の改善問題）	（一〇錢）
號	標題	實費
四五三	獨逸小賣商保護法及關保法規	（一〇錢）
四五四	伊太利に於ける公衆販賣業並行商取締に關する法規	（二十錢）
四五五	英國植民地の織物輸入割當制	（七〇錢）
四五六	新興產業に關する調査	（二十五錢）
四五七	輸出統制の改善問題	（一〇錢）

（所議會當・すまし致布頒費實は方の望希御物行刊所當）  
（要不料送）いき下用利御を番一九七六一京東座口書館

# 露光量違いの為重複撮影

東京商工會議所刊行 會講所刊行 工商工資料	
一米國最近の經濟情勢 (開川三朗講演) 残部無シ	實費 (三五錢)
二我國の新興產業に就いて (天野健雄講演) (五錢)	實費 (三五錢)
三人組工業の近狀 (佐羽太三郎講演) (十錢)	實費 (三五錢)
四日歐貿易問題 (竹内謙二講演) 残部無シ	實費 (三五錢)
五躍進する我國の羊毛工業 (諸井貫一講演) (十錢)	實費 (三五錢)
六統制經濟と獨占 (竹内謙二筆) (十錢)	實費 (三五錢)
七日本セメント工業發展史 (第一輯) (三十錢)	實費 (三五錢)
八世界經濟彙報 (第一輯) (三十錢)	實費 (三五錢)
九我國製粉業の發展性 (加藤徳雄講演) (十錢)	實費 (三五錢)
一〇シカゴ市に於ける交通統制の 經過 (北地鑑次郎講演) (十錢)	實費 (三五錢)
一一日本經濟最近の動向 (竹内謙二講演) (五錢)	實費 (三五錢)
一二我國莫大小工業の發展性 (西航卿鐵器工業の進出) (五錢)	實費 (三五錢)
一三西藏の資源と邦品進出の可能性 (多田等觀講演) (十錢)	實費 (三五錢)
一四海外に雄飛する日本陶磁器工業 (北地鑑次郎講演) (十錢)	實費 (三五錢)
一五最近に於ける自轉車工業の發展 (五錢)	實費 (三五錢)
一六輸出進展を續くる日本電球工業 (北地鑑次郎講演) (五錢)	實費 (三五錢)

近刊

(昭和九年度)

## 定期刊行物

五朝鮮經濟事情に就いて (穗積真六郎講演) (十錢)	實費 (三五錢)
云最近の中南米經濟事情に就いて (首藤安人講演) (十錢)	實費 (三五錢)
二世界經濟章報 一ベルシヤの文化と經濟 (第二輯) (十五錢)	實費 (三五錢)
昭和十年四月十一日印 昭和十年四月十五日發行	實費 (三五錢)
東京商工會議所刊行 中華民國外國貿易年表	實費 (三五錢)

× × × ×

東京市京橋區京橋二丁目八番地

東京商工會議所

發行人 天野健雄  
印刷人 小紫與三郎  
印刷所 若松印刷所

× × × ×

× × × ×

×

定期刊行物

近刊

（昭和九年度）

## 東京工商會議所刊行 查調工商

號	標題	實費
一〇八七六	商工審議會の議題に對する意見 健康保険法改正意見並に參考資料	(三五錢)
一一一	中小商工業の金融逼迫に關する資料 東京市及び其の附近に於ける家内工業の現狀	(六〇錢)
一二一	東京地方電氣料金に關する調査 株式取引所限月問題に關する調査	(一〇錢)
一三一	保證準備擴張問題に關する参考資料要項 金輸出解禁に關する参考資料要項	(二五錢)
一四一	中央銀行の組織及金融市場との關係 支那改訂輸入稅率表	(二〇錢)
一五一	中小商工業金融と我國金融機關の現狀 我國に於ける百貨店對小賣商問題に關する調査	(二十五錢)
一六一	歐洲戰後本邦貿易の趨勢 配當課稅問題に關する參考資料	(三〇錢)
一七一	國民負擔輕減に關する參考資料 購買組合に關する調査	(三〇錢)
一八一	不正競争の取締に關する調査 海外市場需要本邦商品調查	(三〇錢)
一九一	我國に於ける生產並販賣の統制現狀 中華民國新舊關稅率對照表	(三〇錢)
二〇一	國民負擔輕減に關する參考資料 購買組合に關する調査	(三〇錢)
二一	我國に於ける百貨店對小賣商問題に關する調査 歐洲戰後本邦貿易の趨勢	(三〇錢)
二二	不正競争の取締に關する調査 海外市場需要本邦商品調查	(三〇錢)
二三	我國に於ける生產並販賣の統制現狀 中華民國新舊關稅率對照表	(三〇錢)
二四	國民負擔輕減に關する參考資料 購買組合に關する調査	(三〇錢)
二五	我國に於ける百貨店對小賣商問題に關する調査 歐洲戰後本邦貿易の趨勢	(三〇錢)
二六	不正競争の取締に關する調査 海外市場需要本邦商品調查	(三〇錢)
二七	我國に於ける生產並販賣の統制現狀 中華民國新舊關稅率對照表	(三〇錢)
二八	國民負擔輕減に關する參考資料 購買組合に關する調査	(三〇錢)
二九	我國に於ける百貨店對小賣商問題に關する調査 歐洲戰後本邦貿易の趨勢	(三〇錢)
三〇	不正競争の取締に關する調査 海外市場需要本邦商品調查	(三〇錢)
三一	我國に於ける百貨店對小賣商問題に關する調査 歐洲戰後本邦貿易の趨勢	(三〇錢)
三二	不正競争の取締に關する調査 海外市場需要本邦商品調查	(三〇錢)
三三	我國に於ける百貨店對小賣商問題に關する調査 歐洲戰後本邦貿易の趨勢	(三〇錢)
三四	不正競争の取締に關する調査 海外市場需要本邦商品調查	(三〇錢)
三五	我國に於ける百貨店對小賣商問題に關する調査 歐洲戰後本邦貿易の趨勢	(三〇錢)
三六	不正競争の取締に關する調査 海外市場需要本邦商品調查	(三〇錢)
三七	我國に於ける百貨店對小賣商問題に關する調査 歐洲戰後本邦貿易の趨勢	(三〇錢)
三八	不正競争の取締に關する調査 海外市場需要本邦商品調查	(三〇錢)
三九	我國に於ける百貨店對小賣商問題に關する調査 歐洲戰後本邦貿易の趨勢	(三〇錢)
四〇	不正競争の取締に關する調査 海外市場需要本邦商品調查	(三〇錢)
四一	我國に於ける百貨店對小賣商問題に關する調査 歐洲戰後本邦貿易の趨勢	(三〇錢)
四二	不正競争の取締に關する調査 海外市場需要本邦商品調查	(三〇錢)
四三	獨佛兩國の爲替管理並資本逃避防止 に關する法令	(七〇錢)
四四	金本位制停止後の英國財界	(三〇錢)
四五	各國爲替管理令	(一圓)
四五六	購買組合の受くる寵遇と商工業者の 蒙る壓迫	(一五錢)
四六	インフレーションに關する調査	(一五錢)
四七	第一卷(塊國諸産業に及ぼしたる インフレーションの影響)	(二五錢)
四八	第二卷(大戰中獨逸に於けるイン フレーションの現勢)	(二五錢)
四九	第三卷(佛國のインフレーション とフラン貨の安定)	(六〇錢)
五〇	第四卷(インフレーション時代に 於ける利益配當の方法)	(一五錢)
五一	第五卷(貨幣價值下落期に於ける 資金調達と價格決定の方法)	(二〇錢)
五一	第六卷(假裝利益に対する課稅方 法)	(三〇錢)
五二	第七卷(大戰後獨逸に於けるイン フレーションの概觀)	(二五錢)
五三	獨逸に於ける新カルテル法令と價格 取締令	(一〇錢)
五四	伊太利に於ける公衆販賣業並行商取 締に關する法規	(残ナシ)
五四五	英國植民地の織物輸入割當制	(二〇錢)
五四六	新興產業に關する調査	(二五錢)
五四七	獨逸小賣商保護法及關係法規	(一〇錢)
五四八	輸出統制の改善問題	(一〇錢)

(所議會當・すまし致布頒費實はに方の望希御物行刊所當)  
(要不料送) いさ下用利御を番一九七六一京東座口替換

終

